

陳情番号	件名
第 11 号	神奈川県最低賃金改定等について
受理年月日	
30.5.16	

陳情の趣旨

1. 陳情の趣旨

2018年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。

(1) 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。

(2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。

①国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。

②公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。

(3) 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上をはかること。

2. 陳情の理由

政府は『2017年6月9日「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について、閣議決定を行った。』この中で、『最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。』これにより、『全国加重平均が1,000円となることを目指す。』

このため、最低賃金引き上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行うとしています。

一方、連合における2018年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、5年連続2%台の賃上げがなされ、金額・率ともに昨年同時期を上回っています。(4月19日連合発表)

また、今年の特長点としては、昨年に引き続き中小企業における引上げ額が大手企業の水準を超えており、「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」が定着し、着実に前進しています。

2017年度の神奈川県最低賃金の水準は956円です。この水準を年収換算すると約199万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準です。(法定労働時間173.8時間×12ヶ月) また、2017連合リビングウェイジによれば、神奈川県で単身者が生活するには、時給1,080円以上が必要です。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させる必要があります。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増などに対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化などについて継続した取り組みが求められています。

加えて、昨年3月28日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を実現していく必要があります。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、国に意見書を提出されますようお願い致します。

以 上

陳情番号	件名
第 12 号	所得税法第56条の見直しについて
受理年月日	
30. 5. 22	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

「三方よし」の精神で、人々に喜ばれることを一番に心がける中小商工業者は、信用を重視し、生きる糧を自ら生み出す活力にあふれ、地域に密着した社会的存在です。消費不況が長期化する中で、中小商工業者は倒産・廃業の危機に直面しています。そうしたなかで、業者婦人は家族従業者として、また事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。

しかし、所得税法第 56 条の規定により、生計を一にする配偶者その他の家族が事業に従事した場合の対価は、必要経費に算入しないこととされています。これゆえに、配偶者もさることながら、子供等の家族従業者は社会的にも経済的にも全く自立できない状況です。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

日本の最高法規である憲法が規定する両性の平等と個人の尊厳に基づけば、小規模家族経営における自家労賃は実現されるべきです。所得税法第 56 条に見られる封建的な家父長制度は廃止されなければなりません。

男性も女性もお互いに人権が尊重され、性別にかかわらず能力を発揮できる男女平等社会の実現を目指して平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

国連女性差別撤廃委員会は 2016 年、「所得税法第 56 条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

2015 年末に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画において、所得税法第 56 条の見直しについても言及されており、日本弁護士連合会の意見書（2017 年 11 月 14 日）でも「同じ労働に対して、青色申告と白色申告で差を設ける制度は矛盾している」「家族従業者としての労働を正當に評価し、家族従業者に対する支払給与についても他人を雇用した場合と同様、経費に算入するのを原則とし、支払われた賃金については、家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう専従者給与制度の見直しを検討すべきである」と指摘しています。また、これまでに、10 県議会を含め、497 自治体（2018 年 3 月末日現在）が「所得税法第 56 条見直し・廃止」の決議・意見書を国に提出しています。

家族従業者は、小規模家族経営の重要な担い手です。よって、国において、税の公平性に考慮し、所得税法第 56 条を見直すことを求める意見書を提出するように陳情いたします。

【陳情項目】

1. 所得税法第56条の見直しを求める意見書を、国に提出してください。

陳情番号	件名
第 13 号	大規模自然災害に備えた防災・減災等のインフラ整備事業の推進に必要な予算を求めることについて
受理年月日	
30. 5. 28	

陳情の趣旨

防災・減災やストック効果を目指したインフラ整備に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

(1) 平成30年度における大型補正予算の早期編成を行なうこと。

平成31年度当初予算の増額を行なうこと。

① 防災・減災対策、老朽化対策における地域整備の着実な実施

② スtock効果を高める基盤整備

(2) 中小建設業者にも配慮した公共事業の執行

理由

インフラ施設は、道路、河川、上下水道、公園、住宅等多岐にわたり、高度経済成長期に大量に建設されており、今後これらの多くが建設後50年以上を経過し施設の老朽化が進んでおります。

これらは、市民生活を営むうえで重要な施設であり、適切な維持管理を行わなければ、重大な事故等が発生するとともに、昨年の九州北部豪雨に見られるような記録的な豪雨災害や台風により、想定以上の被害が発生する可能性があります。

こうした状況を鑑みますと、防災・減災対策に寄与するインフラ整備は、十分とは言えず、今まで以上に、市民の生命と財産を守る為の整備を推進していく必要があると考えております。

当 相模原市建設業協会といたしましては、相模原市をはじめとして神奈川県等との間に災害協定を締結しており、災害時には率先して復旧に向けた取り組みを行い、市民の生活や安全を確保する社会的な使命があると考えております。

一方、相模原市では首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原インターチェンジ、相模原愛川インターチェンジ周辺をはじめとする産業・物流の結節点の拠点形成のため、アクセス道路を中心としたネットワーク形成が進められています。今後、広域交流拠点の形成には近隣市との連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支える道路整備を計画的に進め、ストック効果が最大限発

揮されることを目指して、取り組むことが必要であると考えます。

しかしながら、国の公共事業関係費は平成10年のピーク時から減少し、近年は横ばいで推移しており、地方公共団体の発注する公共事業も同じような傾向となっています。このような状況では、インフラを支える関連企業は、安定的かつ継続的な受注ができないため、若手技術者等の雇用も出来ず、今後の災害対応や公共施設の適切な維持管理、計画的な整備にも支障が生じることが懸念されます。

こうしたことから、大規模自然災害に備えた防災・減災等及び会員企業の安定した経営基盤のため、大型補正予算や平成31年度における予算の増額など、更なる予算の確保が不可欠であると考えます。

上記のとおり陳情書を提出いたします。

陳情番号	件名
第 14 号	議会に提出する「陳情」を「市民提案」と呼称することについて
受理年月日	
30. 5. 29	

陳情の趣旨

陳情項目： 議会に提出する「陳情」を「市民提案」と呼称すること

『地方自治法』第96条の^{議決}議事件15項目には、陳情の審査については含まれていませんが、同法第109条（常任委員会）の^第3項は明確に「議案、~~陳情~~^{議案}の審査」を規定しています。この中で、議案とは通常、「市長提案」と「議員提案」が一般的には理解されています。しかし、陳情については誰からの提案であるのか明確ではありません。そこで、この「陳情」という名称を、一般市民に正しく理解できる「市民提案」を呼称（通称）とすることを陳情いたします。

- 補足： 1) 『地方自治法』には、法律用語の“通称”使用や変更についての規定はありませんが、例えば、第89条（議会の設置）には「普通地方公共団体に議会を置く」とあり、「議会の名称について、「何々県議会」、「何々市議会」と呼称すべきである。（実例・判例）」ともあります。しかし、実際には横浜市会、名古屋市会、京都市会、大阪市会、神戸市会など、複数の法律に沿わない実例がありますので付記いたします。
- 2) 「陳情」とは一般的には中央・地方の公的機関または政治家に善処を要請する事とされていますが、本来の語意は「目上の人に実情や心情を述べる」ということです。『地方自治法』は日本国憲法制定後からわずか半年足らずの昭和22年4月に制定され、「陳情」は、国民主権の現在、議会を目上と位置付けることになる用語には相応しいとは言えないと思います。

陳情番号	件名
第 15 号	地方財政の充実・強化を求めることについて
受理年月日	
30. 5. 29	

陳情の趣旨

【陳情項目】

2019 年度の政府予算と地方財政の検討における、地方財政の充実・強化に向け、次の事項について政府に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

【陳情理由】

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、政府等関係機関に意見書を提出されますようお願いいたします。

以 上

陳情番号	件名
第 16 号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて
受理年月日	
30. 5. 29	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

私たちのくらしや地域経済は今、大変深刻な状況です。消費税 8%増税によって戦後初めて 2 年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。

ところが政府は、2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率 10%への引き上げで一人当たり年間 2 万 7000 円、1 世帯当たり 6 万 2000 円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が 5%から 8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施をねらう「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週 2 回以上発行の新聞代は 8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など 10%の分の値段は値上がりします。また、8%と 10%の線引きは単純ではありません。そして、2023 年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、くらしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民のくらし、地域経済、地方自治体に深刻な影響を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

【陳情項目】

- 1、 2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書を、国に提出してください。

陳情番号	件名
第 17 号	家庭教育支援法の制定を求めることについて
受理年月日	
30. 5. 29	

陳情の趣旨

陳情の要旨

貴議会におかれましては国会、政府に「家庭教育支援法の制定を求める意見書」を提出して下さるよう陳情いたします。

陳情の理由

今日、核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化など、家庭を巡る社会的な変化には著しいものがあります。そのため、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下がつよく指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっております。

更には、厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は毎年1万件ずつ増加し、平成28年度には12万2,578件を数え、一層深刻さを増しております。このような状況を一刻も早く解決しなければなりません。

現代は、若い父親・母親の出産や育児などが、関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えております。行政からの、より積極的な家庭教育への応援態勢が必要な時であると考えます。

未来社会の担い手である子供達を育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっています。

教育基本法第十条にも、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、又「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定しております。

上記の内容を踏まえ、貴議会におかれましては、国会、政府に「家庭教育支援法の制定を求める意見書」を提出して下さるよう陳情いたします。